

盛岡広域振興局長告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成30年10月23日

盛岡広域振興局長 宮野 孝志

- 1（1）路線名 紫波江繋線
 - （2）供用開始の区間 紫波郡紫波町日詰字郡山駅166番1地先から169番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年10月23日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成30年10月23日から同年11月26日まで
- 2（1）路線名 盛岡鶯宿温泉線
 - （2）供用開始の区間 岩手郡雫石町大字西安庭第28地割字戸沢1番9地先から第30地割字上戸沢34番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成30年10月23日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 盛岡広域振興局土木部
 - イ 期間 平成30年10月23日から同年11月26日まで